

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	掘削等の許可への条件の付加及び条件違反の際の許可の取消し規定等の新設	
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室	電話番号： 03-5521-8280 e-mail: shizen-seibi@env.go.jp
評価実施日	平成19年3月20日	
政策目的	温泉の掘削、増掘、動力の設置、温泉の利用(以下「温泉の掘削等」という。)の許可に、許可後の事業実施中に温泉の保護や公衆衛生のため事業者が遵守すべき条件を付することができることとすることにより、よりきめ細やかな許可の運用を行う。	
規制の内容	温泉の掘削等を行おうとする際には都道府県知事の許可を受けなければならないが、新たに、これらの許可の際に、都道府県知事は温泉の保護や公衆衛生のための条件を付することができる旨を規定する。また、条件への違反があった場合には、都道府県知事は許可の取消し又は措置命令を行うことができることとする。	
	根拠条文等：	法第4条第3項、第9条第1項及び第2項、第15条第4項、第31条第1項及び第2項
規制の必要性	現行法においても、温泉の掘削等の許可の際には、都道府県知事は一般的な行政法の取扱いとして、条件を付することができる。しかし、条件に違反した者に対し、その許可を取り消すことができる旨等の規定がないため、強制的に条件を遵守させることはできない状況にある。一方で、温泉の全国其自然ゆう出量の総量が減少傾向にあるなど、温泉資源の枯渇が懸念される状況にある。温泉資源の枯渇を防止するためには、温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の運用に当たり、温泉のゆう出量等に影響を及ぼすことが明らかなものを不許可とするだけでなく、事業の実施状況によっては影響を及ぼす可能性があるものについて、事業の実施内容について条件を付し、これを遵守させることが必要な場合が想定される。	
期待される効果	温泉の掘削等を行う者に対し、許可の際に付した条件を遵守させることができることとなり、事業の実施中の状況に応じた、温泉資源の保護、公衆衛生上の問題の防止等の公益侵害の防止を図ることができることとなる。	
想定される負担	許可に付された条件に違反した者は、許可の取消し又は措置命令を受けることとなる。	
想定できる代替手段との比較考量	条件に違反した場合の許可の取消し及び措置命令を導入しない場合、許可に付された条件を遵守させる手段がなく、温泉資源の保護等の公益侵害の防止を十分に図ることができない可能性がある。また、他法令においても、条件違反の際の許可の取消し及び措置命令を定めている例が多く、本措置が過度な負担であるとは言えない。	
備考	中央環境審議会答申において、掘削等の許可に当たっては、温泉保護のために必要な条件を付け、温泉資源への影響のモニタリング結果や条件の遵守状況等に基づいて、必要に応じ許可の取消しや事業者への指導を行うといった対応が重要であり、そのために必要な法制度の見直し等を行うべきである、とされている。	
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。	

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	温泉の掘削等についての承継規定の新設	
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室	電話番号: 03-5521-8280 e-mail: shizen-seibi@env.go.jp
評価実施日	平成19年3月20日	
政策目的	温泉の掘削、増掘、動力の設置、公共の浴用又は飲用(以下「温泉の掘削等」という。)の許可を受けた者について、相続、合併又は分割が行われた際に、相続人等及び都道府県に生ずる事務負担を軽減するため。	
規制の内容	温泉の掘削等の許可を受けた者について、相続、合併又は分割が行われた際、現行法では再び都道府県知事の許可を得ることを必要としていたが、より簡略な手続による都道府県知事の承認を得ることにより、相続人等が被相続人等の地位を承継できることとする。	
	根拠条文等	法第6条、第7条、第16条、第17条
規制の必要性	相続、合併又は分割の際は、実質的な事業内容に変更されないにもかかわらず、改めて事業内容の全体を審査して許可を得ることを必要としている。これは、温泉利用事業者、都道府県の双方にとって過重な負担となっており、負担を軽減する必要がある。一方で、許可の要件には人的な欠格要件も含まれている。相続、合併又は分割により、温泉の掘削等を行う者が欠格要件に該当することとなる可能性があるため、欠格要件に該当しない旨を確認するための承認手続が必要である。	
期待される効果	許可に当たっては、温泉の掘削等の事業の内容、人的な欠格要件に該当しない旨が審査されるが、承認に当たっては、人的な欠格要件に該当しない旨のみが審査される。また、許可のうち掘削、増掘又は動力の設置に対するものについては、都道府県の審議会への諮問が必要であるが、承認に際しては審議会への諮問は不要となる。その結果、相続、合併又は分割の際は、通常の許可に比べ、申請書の量の削減、審査手続の迅速化、手数料の低廉化の3つの効果が生ずる。申請書の量の削減については、温泉の掘削等の事業の内容や、温泉の成分についての申請書が削減される。なお、これは環境省令の改正をもって措置される予定である。審査手続の迅速化については、年数回しか開催されない審議会への諮問が不要となることで、いつでも迅速に手続を進めることができるようになる。手数料の低廉化については、現在、掘削は約12～13万円、増掘及び動力の装置は約11万円、公共の浴用又は飲用への提供は約3万5千円の手数料が徴収されているが、審査内容の削減と審議会への諮問を経ないことに伴い、低廉化が図られる見込みである。なお、これは都道府県が条例改正により行うものである。	
想定される負担	温泉の掘削等を行う者の地位を承継しようとする者に、都道府県の承認を得るための事務手続及び手数料の負担が生じる。ただし、これらの負担は、現行法により再び許可を得るために必要な事務手続及び手数料の負担よりも軽くなるものと考えられる。	
想定できる代替手段との比較考量	承認も要せず、届出のみで地位を承継できることとすることも考えられる。しかし、温泉の掘削等の許可要件には人的な欠格要件が含まれており、相続、合併又は分割により欠格要件に該当することとなる可能性があるため、その確認のための承認手続は必要である。また、他法令においても、相続、合併又は分割に当たり、欠格要件に該当しないことを確認するための承認手続を置いている例があり、この承認手続は他法令と比べて過度な負担とは言えない。	
備考	中央環境審議会答申において、温泉の掘削等の許可について、相続、合併又は分割があった場合、相続人等が改めて許可を受けることとされているが、温泉利用事業者及び都道府県の負担を軽減するため、許可を受けた者の地位を承継できるようにすべきであるとされている。	
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。	

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	掲示項目の追加
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 電話番号: 03-5521-8280 e-mail: shizen-seibi@env.go.jp
評価実施日	平成19年3月20日
政策目的	温泉の入浴者等に対し、温泉に関するより充実した情報を提供するため。
規制の内容	温泉を公共の浴用又は飲用に供する者が、温泉施設内への掲示を義務付けられる事項として、「入浴又は飲用上必要な情報として環境省令で定めるもの」を追加する。 根拠条文等: 法第18条第1項
規制の必要性	温泉施設には、温泉の成分、禁忌症、入浴又は飲用上の注意の3項目の掲示が義務付けられている。温泉には国民の高い関心があり、この3項目以外の情報の提供が必要となる場合が考えられるため、そのような場合に備え、環境省令の改正により迅速に掲示項目を追加できることとする必要がある。掲示の内容を追加した最近の例としては、平成17年に温泉に加水、加温、循環濾過等をしている旨を追加した例がある(これらは、「温泉の成分」に該当するものとして追加した。)。なお、この改正法の規定の施行の時点で、新たな掲示項目を環境省令で追加することは想定していない。
期待される効果	入浴者等に対して温泉に関するより充実した情報を提供する必要が生じた際に、迅速に掲示項目の追加を行うことができることとなる。
想定される負担	改正法の施行時点では、新たな掲示項目を環境省令で追加することは想定していないため、何ら負担は発生しない。環境省令を改正し、新たな掲示項目を追加した際に、温泉利用事業者に掲示看板の付け替え等の費用負担が生じる。
想定できる代替手段との比較考量	温泉の成分、禁忌症、入浴又は飲用上の注意の3項目には含まれない項目を、掲示項目として追加する必要が生じた際に、法律改正を行って追加することや、自主的な掲示を行政指導することが考えられる。しかし、掲示項目の追加のみを法律改正で対応するのは現実的ではなく、また、困難である。よって、今回の改正内容のとおり、環境省令で掲示項目を追加できるようにすることが適当である。
備考	
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。

規制影響分析書(新設・改正時)

(様式1)

規制の名称	温泉成分の定期的な分析の義務付け		
担当部局	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室	電話番号: 03-5521-8280	e-mail: shizen-seibi@env.go.jp
評価実施日	平成19年3月20日		
政策目的	温泉の入浴者等に対し、温泉の成分について正確な情報を提供するため。		
規制の内容	温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、政令で定める期間ごとに登録分析機関による温泉成分分析を受け、その結果に基づき温泉成分等の掲示の内容を変更しなければならないこととする。なお、掲示内容を変更しようとするときは、現行法で既に、その内容を都道府県知事に届け出なければならないこととなっている。		
	根拠条文等	法第18条第3項	
規制の必要性	温泉施設には温泉成分の分析結果の掲示が義務付けられているが、法律上、その分析結果はどれほど古いものでもよいこととなっている。一方、温泉成分は年月の経過とともに徐々に変化することが判明しており、古い分析結果では現時点での成分を正確に表していない可能性がある。そのため、従来より、概ね10年ごとに再分析を行うことが望ましい旨の指導を行ってきたが、平成18年4月現在、全体の約38%の施設で10年以上経過した分析結果が掲示されており、義務付けによらない行政指導では、再分析の徹底は限界がある。したがって、入浴者等に対し現時点での成分により近い情報を提供するため、温泉成分の定期的な分析及びその結果に基づく掲示内容の変更を義務付ける必要がある。		
期待される効果	入浴者等に対して、現時点での温泉成分により近い情報が提供されることとなる。入浴者等にとって、それほど古くない分析結果が掲示されていることで、温泉に関する情報提供に対する信頼が高まる。		
想定される負担	<p>【温泉利用事業者の負担】</p> <p>分析に要する費用は10万円程度であり、これが温泉利用事業者(旅館、公衆浴場等)の負担となる。なお、定期的な分析の期間は政令で10年ごとと定めることを想定しており、1年間当たりになると1万円程度の負担となる。</p> <p>また、掲示の件数は全国で約3万4千件、同一の分析結果を複数の掲示で共有しているケースもあることから、再分析の件数は10年間で2~3万件と想定される。したがって、全国の温泉利用事業者の負担の総額で見ると、10年間で20~30億円、1年当たり2~3億円と推定される。</p> <p>これに加え、分析結果に沿った掲示内容の変更及びその都道府県への届出の負担が生ずるが、分析結果として分析機関から受領した紙そのものを掲示し、届け出ることであるため、負担は僅少と考えられる。</p> <p>【行政の負担】</p> <p>都道府県及び保健所を設置している市(実務を行っているのは保健所)に、掲示内容の変更届出の受理事務、その届出を行うよう温泉利用事業者を指導する事務が生ずる。なお、保健所と温泉利用事業者の間では、通常より旅館業法や公衆浴場法に基づく指導がある程度の頻度で行われる関係にあり、温泉法に基づく指導をこれと同時に行うことで、追加的な負担は小さいものとするのが可能と考えられる。</p>		
想定できる代替手段との比較考量	従来から行ってきた、法律による義務付けをせず、行政指導により分析の実施を促す手法では、再分析の徹底を図ることができなかった。また、温泉利用の許可を一定期間ごとの更新制とすることで、更新の際に分析を実施させる手法も考えられる。この手法によっても分析の徹底を図ることはできるが、都道府県に申請内容を審査する事務が生じ、それに伴い、都道府県は温泉利用事業者に手数料の負担を求めることが予測される。これらの都道府県及び温泉利用事業者の負担は、温泉成分について正確な情報を提供するという観点からは不必要なものである。よって、今回の改正内容のとおり、成分の定期的な分析及びその結果の掲示及び届出の義務付けにより対応することが適当である。		
備考	「温泉行政の諸課題に関する懇談会」報告書及び中央環境審議会答申において、温泉成分の定期分析及びその分析結果に基づく掲示を義務付けるべきであるとされている。		
レビュー時期	平成24年9月末までに行う。		